**第7条　障害のある子どもの指標例　（JD仮訳）**

障害のある子どもが他の子どもと平等に、すべての人権と基本的自由を完全に享受する

**特質＊**

・　平等と非差別

・　アイデンティティを傷つけず、発達させ、保持する

・　その子の最善の利益と進化する能力を尊重する

・　その子の意見を尊重する

**構造指標**

**7.1** 子どもに関するすべての法律が、あらゆる理由**[[1]](#endnote-1)**での差別を禁止し、障害のある子どもの権利を他の子どもと平等に尊重、保護、実現することを保証すること**[[2]](#endnote-2)**。

**7.2** 子どもや障害のある人に関するすべての法律、政策、国の行動計画／戦略**[[3]](#endnote-3)**は、障害のある子どもを包括するもの**[[4]](#endnote-4)**でなければならず、障害のある子どもが意見を述べる権利を効果的に行使できるように、障害、年齢、文化的にふさわしい支援が提供され、利用可能であることを保証しなければならない。

**7.3** すべての部門にわたる予算配分と支出の中に障害者マーカー(disability marker)を採用し、それに関する報告を義務付けること**[[5]](#endnote-5)**。

**7.4** 障害のある子どもの施設への新規入所を一時停止すること。

**7.5** 障害のある子どもに影響を与えるすべての決定において、また医療や関連する介入や取り扱い**[[6]](#endnote-6)**に際して、障害のある子どもの進化する能力と障害のある子どものアイデンティティを保持する権利を考慮に入れる法的責任を採択すること。(15/17.12に同じ)

**7.6** 子どもに関するすべての部門で収集された統計やデータは適切に分類集計**[[7]](#endnote-7)**されており、アクセス可能な形式で公開されていること。

**7.7** 障害のある子どもが苦情を申し立てることができる、効果的で利用しやすい苦情解決の仕組みが利用可能であること。

**7.8** 立法及び政策の設計、実施、監視及び評価に、障害のある子どもを含めた最善の利益の評価を統合するための当局の規則、手順、及び指針を採択すること**[[8]](#endnote-8)**。

**7.9** 以下を促進するための規則、手順、その他の措置を採択すること。

a) 子どもが主導する組織や活動に障害のある子どもを含めること

b) 障害のある子どもや若者が主導する組織や活動の開発と支援

**7.10** 子どもの意見を求め、相談し、積極的に参加させるための、年齢、障害および文化的にふさわしい支援の提供に関する当局のための規則、手順、指針を採択すること。

**プロセス指標**

**7.11** 障害のある少女と少年に明確に言及している、子どもと若者に関する法律、国家行動計画、戦略の数と割合。

**7.12** 教育、保健および社会サービスを利用できる障害のある亡命希望者および難民の子どもの割合。性別、年齢、障害、移民の地位およびサービス分野別に集計。

**7.13** 出生が市民当局に登録されている5歳未満の子どもの割合。年齢（SDG指標16.9.1）、性別および障害別に集計。

**7.14** 障害のある子どもに関する、彼らに特化したあるいは一般的な、国のすべての法律、政策、事業及びサービスの策定、実施、監視への、障害のある子どもの代表を通じての参加を含め、障害のある子どもの積極的な参加を確保するために実施された協議プロセス**[[9]](#endnote-9)**。

**7.15** 障害のある子どもや若者に関する固定観念や偏見と闘い、彼らに対して行われている有害な慣行をなくすことを目的とした意識向上キャンペーン及び活動。

**7.16** 各部門**[[10]](#endnote-10)**における障害のある少女および少年に向けられた公的支出の割合。

**7.17** 障害のある子どもが完全にアクセスでき、障害のある子どもを含みこんでいる、子どもに関する、および／または子どもを対象とした、意識啓発および情報キャンペーンの割合。

**7.18** 障害のある子どもとの関わり方について研修**[[11]](#endnote-11)**を受けた、子どもに関する事業およびサービスの提供に従事するスタッフの割合。

**7.19** 障害のある少女と少年に関わる、障害を理由にした差別（1つ以上の別の理由をともなう差別を含む）を訴える苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、申立人に有利に裁定されたものの割合、および後者のうち政府および／または責任を負う者が裁定を遵守したものの割合。それぞれ苦情解決制度の種類別に集計。

**7.20** 障害のある子どもの権利と参加に関する意識向上キャンペーンと活動**[[12]](#endnote-12)**。特に障害のある子どもを対象としたキャンペーンと活動で、政策決定プロセスにおける障害のある子どもの意見の反映に関するものを含む。

**成果指標**

**7.21** 5歳未満児死亡率（SDG指標3.2.1）。性別および障害別に集計。

**7.22** 子どもの栄養不足(undernourishment)の出現率(SDG指標2.1.1)**[[13]](#endnote-13)**。性別、年齢および障害別に集計。

**7.23** 5歳未満の子どもの栄養不良(malnutrition)の出現率**[[14]](#endnote-14)**。種類別（やせ及び肥満）（SDG指標2.2.2）で、性別、年齢、および障害別に集計。

**7.24** 児童労働に従事する5～17歳の子どもの割合と数。性別と年齢（SDG指標8.7.1）および障害別に集計。

**7.25** (a)2年生と3年生、(b)初等教育終了時、(c)前期中等教育終了時に、(i)読解および(ii)算数の少なくとも最低限の習熟度レベルを達成している子どもおよび若年層の割合。性別（SDG指標4.1.1）、障害およびマイノリティまたは先住民の背景別に集計。(24.28に同じ)

**7.26** 代替ケア（家庭的な環境（訳注　里親家庭の意味と思われる）／小規模グループホームまたはその他の居住型ケア施設）にいる全児童と比較した、代替ケアにいる障害のある子どもの数と割合。年齢、性別、障害および環境の種類別に集計。(23.26に同じ)

**7.27** 学校、地元、地域、国の行政レベルで、自らの団体を通じたものも含め、フォーラム(forum 訳注　意見を表明・交流する場・機会)に参加している障害のある子どもの割合**[[15]](#endnote-15)**。性別、年齢および障害別に集計。

**7.28**障害のある子どもおよび若者が主導する国内の団体の数。障害の種類、地理的位置または地区別に集計。

**付属資料**

\*第7条「障害のある子ども」の特質は、子どもの権利条約(CRC)の主要原則、すなわち非差別、生命・生存・発達の権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、を反映したものである。これらは障害のある子どもを含むすべての子どもに適用されるからである。CRCの主要原則「生命・生存・発達の権利」は、第3条(h)に明記された障害のある子どものアイデンティティを保持する権利の尊重に関するCRPDの原則を反映するために、「アイデンティティを傷つけず、発達させ、保持させる」に修正された。生存と発達の文脈でのこの CRPDの原則への言及は重要である。というのは、生存と発達を理由にして行われる決定に対して、障害のある子どものアイデンティティを保持する権利を否定したり、それを見過ごしたりする可能性があるとの懸念を示しているからである。例えば、機能障害の矯正や回復を目的とした治療方針の決定は、彼らのアイデンティティの一面を否定したり、影響を与えたりする可能性がある。子どもの最善の利益に関する特質は、CRCとCRPDの両方で特徴づけられている、子どもの進化する能力の尊重とともに示されており、子どもの最善の利益を決定する際には、子どもの進化する能力を考慮する必要があること、そして、子どもが成熟するにつれて、子どもの意見は、子どもの最善の利益の評価においてますます重要性を増すことが強調されている（CRC委員会の[一般的意見14号](https://www2.ohchr.org/English/bodies/crc/docs/GC/CRC_C_GC_14_ENG.pdf)、CRC/C/GC/14参照）。障害のある子どもは、一般の子どもの集団の中で、子どもの進化する能力を認められ尊重される面で、より大きな困難に直面する可能性のある集団である。

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. 障害、性別、年齢、移住者の地位、マイノリティや先住民の背景などを含み、複数かつ交差する形態の差別を明確に認め、合理的配慮の否定を障害に基づく差別に含めている。 [↑](#endnote-ref-1)
2. これには、特に以下が含まれる。

   - 意見を聞かれ、また意見を表明する権利。そのために障害と年齢にふさわしい支援が提供され、利用できること

   - 情報を求め、受け取る権利

   - 自分の可能性を最大限に発揮して生活し、発達する権利

   - 自分のアイデンティティを保持する権利

   - 有害な行為や合意に基づかない精神医療介入を効果的に防止することを含む、身体的および精神的な完全性の権利

   - 彼らを積極的に関与させ、密接に相談する義務

   - 子どもの最善の利益の原則を適用し、子どもの進化する能力の尊重を主要な考慮事項とすること

   - 子どもの権利についての情報提供、訓練、教育を受ける権利

   - 適応・配慮された遊び、スポーツ、教育への権利 [↑](#endnote-ref-2)
3. ジェンダー平等、健康、社会的保護、暴力との闘い、教育、情報アクセス、表現の自由、公共生活や政治生活への参加、移住者の統合、司法へのアクセス、文化やレクリエーションなどの分野に関連する。 [↑](#endnote-ref-3)
4. これには、障害のある子どもを対象とした措置が含まれる。例えば、子どもに影響を与える政策、立法、規則、予算その他の行政決定の影響を決定し、予測するような子どもの権利影響評価の開発と実施に、障害のある子どもを体系的に含めることを確保することも含む（子どもの権利委員会の[一般的意見14号](https://www2.ohchr.org/English/bodies/crc/docs/GC/CRC_C_GC_14_ENG.pdf)、99項参照）。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 義務的な報告は、事業が次の点に関してどの程度に評価されるか記録すべきである

   - 障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントを主要目的としている

   - 障害のある人のインクルージョンとエンパワーメントを支援するための重要な活動と仕組み。

   - 障害のある人のインクルージョンの対象分野を限定しない

   - 性別、年齢、地理的位置、およびマイノリティや先住民の背景、移住者の地位など、さまざまなアイデンティティの層に関連するその他の要因による集計 [↑](#endnote-ref-5)
6. 特に有効性が不確かまたは議論の余地があるとみられるものや、侵襲的および／または不可逆的である治療法および介入に関して。例えば、神経弛緩薬を含む向精神薬の投与、実験的水銀解毒治療、成長減衰療法、不妊手術、電気ショック療法や自閉症児のパッキング療法などの行動変容療法、脳性麻痺児のための指導療育、成長制限のある子どもへの四肢延長など。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 年齢、性別、障害、移住者の地位、マイノリティまたは先住民の背景、およびその他の差別の禁止された根拠によって。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 次のことを認識し、明確に規定する。

   - 障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供

   - 子どもの権利の尊重。そこには次のことが含まれる：子どもに影響を与えるすべての事柄において、子どもが意見を自由に表明し、表明した意見が尊重される権利、また、特に性、ジェンダー、機能障害／障害、社会的・文化的・言語的アイデンティティ、およびそれらの交差に関連する子どものアイデンティティを保持する権利

   - 子どもの進化する能力は、決定の特定の時点での身体的、感情的、教育的、その他のニーズを評価するだけでなく、子どもの将来と潜在的な発達も考慮しなければならないこと

   - 効果的かつ平等な機会を確保するための適切な措置。そこでは不平等の状況を是正することを目的とした積極的な措置が必要となる場合がある [↑](#endnote-ref-8)
9. この指標では、第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に従って、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関係する政策決定プロセスに障害のある人を関与させるために公的機関が行った具体的な活動（協議会合、技術的説明会、オンライン意見調査、法や政策の素案への意見募集などの参加方法と仕組み）を検証することが求められている。この点において、国は以下のことを行わなければならない。

   - 協議プロセスを透明でアクセスしやすいものにする

   - 適切でアクセス可能な情報の提供を確保する

   - 情報を保留したり、障害のある人が自由に意見を表明することに対して条件をつけたり、妨げたりしてはならない

   - 登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める

   - 早期かつ継続的な参加を確保する

   - 参加者の関連費用を負担する [↑](#endnote-ref-9)
10. 教育、参加、健康、社会的保護、文化、レクリエーションなど。 [↑](#endnote-ref-10)
11. これには、以下が含まれる。

    - 障害への人権に基づくアプローチ

    - 障害のある子どもを含む子どもの権利の影響評価(child rights impact assessments)

    - 合理的配慮を提供する義務

    - 子どもの最善の利益

    - 障害のある子どもの進化する能力とアイデンティティを保持する権利

    - アクセシブルで代替的なコミュニケーションの形態

    - 障害と年齢にふさわしい支援の提供

    - 研修の設計、実施、監視に障害のある子どもたちを参加させること [↑](#endnote-ref-11)
12. これには、障害児の親や親戚、子どものために、および子どもと一緒に働くスタッフ（教員など）、コミュニティ全体（仲間、クラスメートなどを含む）が含まれ、意識向上や情報プログラムの設計、実施、監視に障害のある少女と少年が参加することを保証しなければならない。 [↑](#endnote-ref-12)
13. 栄養不足の出現率（PoU）とは、通常の活動や健康的な生活を維持するために必要な食事エネルギーのレベルを提供するのに必要な、習慣的な食物消費量が不足している人口の割合を推定したものである。 [↑](#endnote-ref-13)
14. <https://www.unicef.org/disabilities/files/Stronger-Together_Nutrition_Disability_Groce_Challenger_Kerac.pdf> [↑](#endnote-ref-14)
15. 欧州評議会（CE）「子どもの参加評価ツール」（<https://rm.coe.int/16806482d9>）参照。 [↑](#endnote-ref-15)